

## 赤穂市西有年地区及び福浦地区の産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書

赤穂市内においては現在、西有年字大山峠南3011番119外における株式会社東洋開発工業所による埋立容量302万m<sup>3</sup>、福浦3818番地外においては、兵庫奥栄建設株式会社による埋立容量204万m<sup>3</sup>の二つの大規模な産業廃棄物最終処分場（管理型）の設置計画があります。

西有年地区の予定地は、千種川の支流である梨ヶ原川の源流域にあり、計画施設の浸出水が梨ヶ原川を経て安室川から千種川、そして播磨灘に流れ出すことなどが予想されます。清流千種川から取水する命の水・水道水は、赤穂市民はもとより、相生市民、家島町に住む姫路市民も利用しており設置計画に対して強い不安を抱えています。本市では、令和2年12月14日に、市民に安全安心かつ良質な水道水を供給し、市民の生命と健康を守ることを目的として「赤穂市水道水源保護条例」を制定しています。また、千種川から利水する農業をはじめ、千種川河口海域における漁業などにとどまらず千種川の水質は貴重な財産であり、赤穂市全域の農業、漁業をはじめとする全ての産業関係者にとっての生命線となっています。

福浦地区の予定地は、播磨灘沿岸に位置し、浸出水が海域に流れ出す可能性もあり、直接的に赤穂市及び備前市の漁業や両市民生活に大きな影響と風評被害による打撃を与えることも懸念されます。また、現在においても地域住民との合意形成に向けた取組みが不十分です。

近年の想定を超えた地震・豪雨などの自然災害や人的要因等により、一旦不測の事態が生じた際には、浸出水処理施設の冠水・停電、堤体の破堤、運搬路の寸断などの多重リスク発生も予測されます。また、平常時においても、両設置予定地の産業廃棄物からの大気汚染の問題に加え、PFAS等や除染土壌等の処理及び使用による水質・土壌汚染の問題が新たに懸念されるところです。

赤穂市は、「忠臣蔵のふるさと」「塩づくりのまち」として知られ、名水百選の清流千種川、瀬戸内海国立公園に位置する播磨灘、赤穂温泉といった豊かな自然を活かした観光産業の振興に取り組んでいます。なかでも千種川や瀬戸内海の恵みを受けた水稻・野菜・果物などの農産物、ブランド化した牡蠣や新鮮な海産物は観光における「食」として大変重要な役割を果たしています。近年では自然環境と健康志向に着目した新たな観光振興にも取り組んでおり、当該2地区における処分場の設置は、本市の観光産業へ大打撃をもたらすことが予想されます。

私たちは、この自然豊かな恵みを子々孫々まで残す責務があり、平成27年12月10日には、「産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言」を決議し、本市議会は、産業廃棄物最終処分場（管理型）設置計画に断固反対・阻止することを強く決意しているところです。

よって、兵庫県におかれましては、本設置計画に許可を与えることのないよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月11日

兵庫県赤穂市議会  
議長 西川 浩司

兵庫県知事 あて